

## 相続財産管理人制度の活用について

### 1 相続財産管理人制度とは

死亡した者に相続人のあることが明らかでない場合に、裁判所により選任された相続財産管理人が土地等の相続財産の管理や処分を行い、最終的に残余財産があれば国庫に帰属させる手続きを行う制度です。

(空家問題対策プロジェクトチーム・川口市「所有者所在不明・相続人不存在の空家対応マニュアル～財産管理人制度の利用の手引き～」より抜粋)

### 2 今年度の予定

候補物件 2 件について、関連部署と連携しながら、空家等が周辺的生活環境に与える影響や売却可能性等を検討し、上記マニュアルや国から示されている事例集等を参考にしながら、1 件を選定し申立てを行う予定です。

### 3 候補物件の概要

【候補①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 2 5 年度、雑草・草木の繁茂により近隣住民から苦情が入る。</li> <li>・所有者等調査の結果、所有者が死亡し、法定相続人が全員相続放棄していることが判明。</li> <li>・自治会等の協力で除草されることもあったが、害虫などが発生し、適切な管理を保つことはできない状態。</li> </ul>
【候補②】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 2 9 年度に樹木・雑草の繁茂により近隣住民から苦情が入る。</li> <li>・所有者等調査の結果、所有者および法定相続人が全員死亡していることが判明。</li> <li>・その後も樹木の繁茂・越境による苦情が入る。</li> </ul>

※両物件について、市街化調整区域であるが、再建築ができる土地であることを確認済み（開発指導課）。